

	回答	合は、舞台や映像が見やすい観覧スペースの確保などの取組例が示されており、このガイドラインに沿って、来場者サービス全般、展示、催事・演出、飲食・物販の準備が進められています。 加えて、世界中から多くの方をお迎えする万博会場アテンダントやボランティアにも、こうした取組みを踏まえて活動いただけるよう、聴覚障がいをはじめ、さまざまなサポートが必要な方への対応等を習得する「ユニバーサル研修」を実施しております。 本市としても、引き続き、博覧会協会等と連携しながら、すべての皆様に楽しんでいただけるよう進めていきます。
2	項目	今年 4 月にすべての事業者への合理的配慮の提供を義務付けた「障害者差別解消法改正法」が施行実施されてから半年以上が経過するが、未だ十分に認識、周知されているとは言いがたい。大阪市として各事業者並びに各業界団体への周知や市役所各部局、各区役所への通知徹底にさらに努められるとともに、相談窓口での相談対応状況を詳らかに公表していくよう要望する。
	回答	【担当】 福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-8075 令和 6 年 4 月に障害者差別解消法の改正法が施行され、事業者による合理的配慮の提供が義務化されたことから、啓発リーフレットを作成し、各区役所や関係機関に配架するとともに、宿泊施設や商店会など、事業者に対して配付しました。また、事業者や市民を対象に出前講座等を実施しているほか、本市職員への研修を実施し、さらなる周知・啓発に努めているところです。 相談窓口で対応した事案については、障がい者差別解消支援地域協議部会で報告し、委員の皆様からご意見をいただきながら、次の相談対応や事業者への周知・啓発がより効果的な取組となるように進めているところです。なお、障がい者差別解消支援地域協議部会の開催状況については、本市ホームページで公表しています。 今後も引き続き、障がい者差別解消に向けて取組を進めてまいります。
3	項目	今年 1 月 1 日に石川県能登半島において発生した「令和 6 年能登半島地震」。また、8 月 8 日には日向灘を震源とする地震により、一週間で解除されたとは言え初めて、「巨大地震注意」とする南海トラフ地震臨時情報が気象庁から発表され、さらに 9 月には能登半島の甚大な豪雨被害など、今や災害は人の営みや行事、時期や場所を問わず発生するものであり、私たちは常に災害発生を織り込んで日常生活を過ごす時代になりました。 このことから、災害時要援護者への情報伝達ならびに、個々の対象者への避難計画の周知、逐次更新と、合わせて災害関連死を防ぐために、避難所での手話、文字盤などの情報保障やオストメイト対応といった設備や備品の整備について、大阪市危機管理室として各区役所への常日頃からの指導をより一層おこなっていくよう要望する。
	回答	【担当】 危機管理室 危機管理課 電話：06-6208-7380 福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-8081 本市では災害時に避難所を運営することとなる自主防災組織向けに避難所開設・運営ガイドラインを作成し、障がい者などの要配慮者の特性ごとに必要な対応を掲載し、周知をしています。 また、個別避難計画の作成につきましては、各区が地域の実情に応じて各関係機関と連携しながら作成を進めています。 避難所の設備・備品につきましては、関係部局及び各区役所と連携を図り、災害時における円滑な避難所整備に努めてまいります。
4	項目	この 4 月からの「大阪市障がい者支援計画・第 7 期障がい福祉計画・第 3 期障がい児福祉計画」の実施に当たっては、「国連障害者権利委員会」からの総括所見・改善勧告や、この間の国内法の整備状況を踏まえつつ着実に実施するよう要望する。 なお、施設からの地域移行については、本人や家族等の意向に十分配慮しながら、大阪市独自に中間的施設の設置をおこなうとともに、現在の「大阪市施設入所者地域生活移行促進事業」を「移動支援事業」に変更し、